

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年4月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社ブイキューブ |
| 【英訳名】 | V-cube, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 水谷 潤 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 常務取締役CFO 山本 一輝 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区白金一丁目17番3号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 水谷 潤及び常務取締役CFO 山本 一輝は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、その他の連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループはリモートを活用したコミュニケーションDX実現のためのビジュアルコミュニケーションツールやサービスの提供、及び、テレワーク定着実現をサポートする製品及び関連サービスの提供を営んでおり、事業規模を示す指標として、売上高が適切であると判断しました。各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しています。選定した事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく係る勘定科目として、売上高、売掛金、買掛・未払金、ソフトウェア開発及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載のとおり、上記の財務報告に係る内部統制の評価範囲の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことから、財務報告に係る内部統制の評価を完了することができませんでした。

3【評価結果に関する事項】

上述のとおり、財務報告に係る内部統制の評価は完了しておりませんが、評価を実施した範囲において、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

(1) 経営者による内部統制の無効化を防止すべき取締役会による監督・監視機能の不備

連結子会社であるTEN Holdings, Inc.（以下、「TEN」といいます。）は、2025年2月のNASDAQへの上場に際し、上場後の資本政策等に関する業務委託報酬（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）の支払を行いました。当時の当社の代表取締役であった間下直晃氏が、当社取締役会の承認を経ることなく、当社がTENへの財務的支援を行う旨の書面を当社名義でTENに差し入れていた事実が判明いたしました。当該取引は当社規程上、「重要な契約の締結」に該当し、当社規程に基づく取締役会の承認等所定の手続が必要であったにもかかわらず、適切な手続が遵守されておりませんでした。この背景には、当該子会社の経営管理が代表取締役個人に依存した運用となっており、これに対する組織的な監視・牽制が十分に機能し得ない体制となっていた事実があります。その結果、経営者による内部統制の無効化を防止すべき取締役会による監督・監視機能が十分に発揮されませんでした。

(2) 子会社管理の脆弱性及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備

当社は、2025年5月20日付の「米国子会社の再編に関する方針決定のお知らせ」にて、TENを連結の範囲から除外する方針を決定した旨を公表いたしました。この方針に基づき、当社グループの経営資源を連結除外のための活動や国内事業へ集中させる戦略を優先した結果、連結子会社として継続していたTENに対する管理・モニタリング体制の整備や、同社及び当社における専門的人材の確保が、状況の変化に対して適時に行われず状況が生じておりました。

当連結会計年度末日時点においては、TENの連結除外には至らず、上場会社として同社を含む連結ベースでの適正な財務報告を行う義務を継続して負う中で、同社のNASDAQ上場に伴う現地監査への対応や高度な会計判断を要する決算実務の負荷が著しく増大しましたが、同社及び当社において、これら複雑な業務に十分に対応し得る知識・経験を有する人材が不足しておりました。これに加えて、上述の連結除外方針を背景として、不足していた管理人材を補強するための採用や外部専門家の活用といった措置も、適時に講じられるまでには至りませんでした。

この結果、連結決算の確定に必要な事実関係の把握や証拠資料の収集、さらには減損判定等の重要な会計上の見積りや米国会計基準に基づく複雑な会計処理の検討において著しい停滞を招きました。

親会社として、子会社の環境変化に伴う財務報告リスクを十分に評価し、連結除外に至るまでの期間において、グループ全体で適正な財務報告を支えるための十分な体制を維持・確保できなかったことは、決算発表及び有価証券報告書の提出を遅延させる主要な要因となったと認識しております。

以上の不備により、適正な財務報告を適時に完遂するための体制構築が不十分であり、これらの不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備については、当連結会計年度の末日後に判明したため、当連結会計年度の末日においては、是正が完了しておりません。現在、早急に再発防止策を定めて不備を是正するための対応策を推進しております。

一方、(1) 経営者による内部統制の無効化を防止すべき取締役会による監督・監視機能の不備の原因となったTENの業務委託報酬に関する事項については、下記（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）に記載のとおり、特別調査委員会による調査等が継続中であり、調査等の結果によっては、連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため連結財務諸表には反映していません。

なお、下記（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）に記載のとおり、調査等は継続中であり、当該調査を踏まえた財務報告に係る内部統制の評価範囲の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことにより、当連結会計年度末日時点における財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）

1. 特別調査委員会による調査について

連結子会社TEN Holdings, Inc.（以下、「TEN」といいます。）は、2025年2月のNASDAQ上場に際し、上場後の資本政策等に関する業務委託報酬（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）の支払を行いました。当時の当社の代表取締役であった間下直晃氏が、当社取締役会の承認を経ることなく、当該業務委託報酬の支払に関し当社がTENへの財務的支援を行う旨の書面を当社名義でTENに差し入れていた事実が判明いたしました。また、当該業務委託報酬の契約先と支払先の相違や当該取引に係る役務提供の実態が確認できない等の事実も判明いたしました。

当社は、これらの一連の事項に関し、当社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観的な調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に当該委員会を設置いたしました。

当社は、同特別調査委員会に対して、上記一連の事項に関する事実関係の調査、類似案件の有無に関する調査、並びに、かかる調査の結果、当社の過去の対応について問題が発見された場合には、当該問題に関する発生原因の分析及び再発防止策の提言を行うことを委嘱しております。

2. 米国当局による調査について

当社の連結子会社であるTENは、2025年10月27日、米国連邦検事局（USAO）より、同社の2025年2月の新規株式公開（IPO）に関する大陪審召喚状を受領いたしました。また、2025年10月28日、米国証券取引委員会（SEC）が米国連邦検事局（USAO）による調査が行われている事実を認識し、2026年3月10日には、同委員会よりIPO及びその他の事項に関する資料提出を求める召喚状を受領いたしました。

当社は特別調査委員会による調査に対して全面的に協力するとともに、TENは米国当局による調査に対して全面的に協力してまいりの方針です。現時点において、特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中です。調査等の結果、不適切な事象が判明し次第、速やかに原因の究明と分析を行い、再発防止策の策定及び実施を迅速に行います。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、現時点で認識している開示すべき重要な不備を是正するために、当社グループにおいて、以下の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保していきます。また、上記調査等の結果、以下の再発防止策に変更が生じる可能性があります。

当社における再発防止策

- (1) ガバナンスに対する意識・コンプライアンス意識の改善
- (2) 経理部門における子会社管理体制の強化
- (3) 監査部門によるモニタリング体制の強化
- (4) 規程に沿った経営実施のための教育
- (5) 社外取締役による監督体制の強化

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。